

令和7年度保育所(園)・認定こども園・学童クラブの新規利用のご案内

利用案内及び申請用紙を11月1日(金)から配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

書類受付期間	㊦令和7年1月10日(金)9:00~14:00、1月11日(土)9:00~12:00 ㊧役場第二庁舎3階301会議室(書類の受付のみ) 面接日時を指定します。指定日時に来庁できない場合は、別途、園と調整となります。	お子さんの同伴 不要
面接日時 【保育所(園)・認定こども園のみ】	㊦令和7年1月14日(火)~17日(金)のうち指定された日時(所要時間:15分程度) ㊧役場第二庁舎の指定された会議室	必要

	保育所(園)・認定こども園	学童クラブ
利用要件	普段仕事をしている等のため、日中、家庭において保育ができない場合	普段仕事をしている等のため、放課後、家庭において保育ができない場合
利用案内等の配布場所	各園、すこやか子育て課	各学童クラブ、すこやか子育て課
対象	0歳児~5歳児	小学新1~6年生
申請書類	①認定申請書及び利用希望申込書 ②就労証明書等	①申請書 ②就労証明書等

※認定こども園の幼稚園部分を利用希望の方は、各園にお問い合わせください。

※町外の保育所(園)・認定こども園の入所申請には別途手続きが必要ですので、すこやか子育て課にご連絡ください。

幼稚園等の預かり保育の補助のご案内

「預かり保育」は、在籍している幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の通常の教育時間外に、時間を延長して預かってもらう制度です。(詳細は各園にお問い合わせください)。

▶対象 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に通うお子さんのうち①3歳児~5歳児クラス…保育の必要のある^{*}全ての子(2号認定) ②満3歳児クラス…保育の必要のある^{*}非課税世帯の子(3号認定)

^{*}保育の必要性…就労(週4日以上かつ月64時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護など

▶補助上限額 預かり保育の利用日数×450円(月額最大11,300円)

▶申請について

書類 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書 ②就労証明書等

場所 すこやか子育て課

期限 ①4月から給付を受ける場合…令和7年2月14日(金)

②それ以降…認定を受けたい月の前月中

▶その他 「保育の必要性の認定」を受けた場合、認可外保育施設等の利用料の助成が受けられる場合があります。詳しくは、すこやか子育て課までお問い合わせください。



児童手当の制度拡充による申請のご案内

(1)申請が必要な方…①所得制限により児童手当も特例給付も支給対象外となっている

②中学生以下の児童を養育していないため支給対象外となっているが、高校生年代の児童を養育している

③高校生年代以下の児童を養育しており、大学生年代を含めると子が3人以上となる(町では把握しきれないため、9月に児童手当の受給資格者全員へ必要書類をお送りしましたので、該当しない方にも届いています。)

※子と別居している場合や、町への申請履歴がない場合等、必要書類を送付できない場合があります。書類が届かなかった方は、すこやか子育て課へご連絡ください。

(2)申請が不要な方…①児童手当を受給していて、制度拡充後も支給額が変わらない

②特例給付を受給している

③児童手当を受給していて、高校生年代の児童が算定児童として登録されている